

労災法 得点必須ポイント

労災法の、頻出かつしっかり学習すれば安定的に得点できるようになる箇所を集中的に強化しましょう！
他の受験生もしっかり得点してくる「落とせない問題」を、取り逃すことなく確実なものに！

社会保険労務士
加藤光大



1) 特別支給金

特別支給金

特別支給一時金

ボーナス特別支給金

特別支給金は、被災労働者や遺族に対して、援護金・見舞金的なものとして、また、所得的効果をもつものとして、保険給付とは別に支給されるものです。その支給事由、支給内容などは、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（「支給規則」とします）に定められています。

(1) 特別支給金の種類（支給規則2条、附則6項）

特別支給金は、特別支給一時金とボーナス特別支給金とに分けることができ、その種類は、次表のとおりです（それぞれの保険給付に対応して支給されます）。

保険給付	特別支給一時金	ボーナス特別支給金
休業(補償)等給付	休業特別支給金	—
傷病(補償)等年金	傷病特別支給金	傷病特別年金
障害(補償)等年金	障害特別支給金	障害特別年金
障害(補償)等一時金		障害特別一時金
障害(補償)等年金差額一時金	—	障害特別年金差額一時金
遺族(補償)等年金	遺族特別支給金	遺族特別年金
遺族(補償)等一時金		遺族特別一時金

注意 療養(補償)等給付、介護(補償)等給付、葬祭料(複数事業労働者葬祭給付・葬祭給付)及び二次健康診断等給付に対応する特別支給金は設けられていません。

(2) 支給申請（支給規則3条、12条、昭52.3.30基発192号、昭56.6.27基発393号ほか）

特別支給金の支給を受けようとする者は、所定の事項を記載した申請書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

→ 支給の申請は、原則として保険給付の請求と**同時**に行わなければなりません。

注意 傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金の支給決定を受けた者については、休業特別支給金の支給の申請の際に特別給与の総額についての届出を行っていない者を除き、**傷病特別支給金及び傷病特別年金**の申請があったものとして取り扱って差し支えないことになっています。

支給申請期限	
休業特別支給金	2年以内
その他の特別支給金	5年以内

注意 休業特別支給金の支給を受けようとする者は、その申請の際に**特別給与の総額**を事業主の証明を受けたうえで、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

(3) 支給額 (支給規則3条1項、5条3項、別表1～3)

特別支給金	支給額
休業特別支給金	休業1日につき、 休業給付基礎日額の100分の20 に相当する額
傷病特別支給金	第1級 114万円 、第2級 107万円 、第3級 100万円
障害特別支給金	障害等級に応じ第1級 342万円 から第14級 8万円
遺族特別支給金	300万円
ボーナス特別支給金	保険給付の額の算定に用いる日数に、特別給与の額を基礎として算定した 算定基礎日額 を乗じて得た額

(4) 算定基礎年額等 (支給規則6条)

算定基礎年額は、次のいずれかの額のうち**最も低い額**です。算定基礎日額は、算定基礎年額を365で除して得た額です。

- ① 負傷又は発病の日以前**1年間**に、当該労働者に対して支払われた**特別給与 (3か月を超える期間ごとに支払われる賃金) の総額**
- ② 「**年金給付基礎日額 × 365**」の**100分の20**相当額
- ③ **150万円**

注意 算定基礎日額又は算定基礎年額に**1円未満**の端数があるときは、**1円**に切り上げます。

【問題演習】

問1 特別支給金は、すべて関連する保険給付と併せて支給されるものであることから、その支給を受けるためには、関連する保険給付の請求と同時に当該特別支給金の支給の申請を行わなければならない。

問2 休業特別支給金の算定基礎となる休業給付基礎日額についてもスライド制及び年齢階層別の最低・最高限度額の制度の適用がある。

問3 傷病特別支給金の支給額は、傷病等級に応じた定額であり、傷病等級第1級の場合は、100万円である。

問4 障害補償年金の受給権者については、障害特別年金が支給されるが、一時金である障害特別支給金は支給されない。